

社会福祉法人島原市社会福祉協議会

役員、評議員及びその他の委員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人島原市社会福祉協議会（以下「この法人」という。）の定款第10条、第25条の規定に基づく役員、評議員及びその他の委員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員及びその他の委員等と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは別に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 会長及び副会長 報酬
- (2) 会長及び副会長以外の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) その他の委員等 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 会長及び副会長に対する報酬の額は別表1に定める額とする。
2 会長及び副会長以外の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
4 その他の委員等に対する報酬の額は別表4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 会長及び副会長に対する報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その当日が祝日、日曜日、土曜日に当たるときはその前日とする。
2 会長及び副会長以外の役員、評議員及びその他の委員等に対する報酬は、理事会又は評

議員会等への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、必要な費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 社会福祉法人島原市社会福祉協議会 役職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程（平成25年9月20日改正）は平成28年度をもって廃止する。

別表1 (会長及び副会長の報酬)

役職名	報酬の額
会長	月額100,000円
副会長	月額20,000円

別表2 (会長及び副会長以外の役員の報酬)

(1) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額4,500円

(2) 監事

	報酬の額
監査	日額10,000円
理事会等会議への出席	日額4,500円

別表3 (評議員の報酬)

	報酬の額
評議員会等会議への出席	日額4,500円

別表4 (その他の委員等)

	報酬の額
評議員選任・解任委員の会議への出席	日額4,500円
心配ごと相談員の相談業務	日額4,500円
福祉資金運営委員の会議への出席	日額4,500円
その他この法人の各委員等の会議等への出席	日額4,500円